

9 住 宅

住宅改造費助成

- 対象者 ●身体障害者：身体障害者手帳1・2級
●知的障害者：療育手帳①～Aの2
- 内 容 ●障害者が現に住んでいる家の浴室・便所・玄関等を障害者にあうように改造する場合、助成対象工事（指定業者による工事に限ります。）の費用を助成します。
●新築・増築・工事開始後のものは対象となりません。また、1世帯につき1回のみの助成です。（※事前に手続きが必要です。）
●この住宅改造費助成事業と高齢者の住宅改修費支援サービスは、1世帯につき、どちらか1回のみの助成となります。
●助成金額は70万円を上限とし、当該年度の市民税所得割額及び工事施工業者の本社所在地により、助成割合が下記のとおり異なります。
●介護保険制度の住宅改修等、他の制度により助成の対象となる場合は、同時に申請していただきその助成相当額を工事費より控除します。
●現地調査等の事前審査を受けていただくため、工事開始までに一定期間がかかります。

■補助率

区 分	助成割合	
	市内の業者を利用する場合	市外の業者を利用する場合
生活中心者の市民税所得割額が0円	2 / 2	
生活中心者の市民税所得割額 143,000円以下	2 / 3	1 / 2
生活中心者の市民税所得割額 143,001円以上213,000円以下	1 / 3	1 / 4
生活中心者の市民税所得割額 213,000円を超える場合	助成対象外	

※2018年度から、政令市における個人住民税所得割の標準税率は、市民税が8%（従来は6%）となる一方、道府県民税が2%（同4%）となりました。政令市で課税される方は、実際の税額ではなく、従来の税率6%を適用した金額を市民税所得割額とみなして区分の判定を行います。

■窓 口

各区保健福祉センター高齢障害支援課

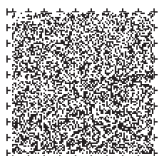
電話・FAX 8頁参照

障害者等住宅改造相談

- 対象者 在宅の障害者または高齢者及びその家族の方で、住宅改造などにより日常生活を容易にしたい方、または介護をしやすい方
- 内 容 介護と福祉に精通した、専門的知識を有する相談員（住まいと福祉の会所属の一級建築士）及び作業療法士又は理学療法士が身体状況や家屋状況に応じたアドバイスをします。
例：間取りや段差解消などの改造／福祉機器の活用 など
●必要に応じ相談員が改造検討する住宅に出向き、無料で相談に応じます。
●相談日：第1・3火曜日 13：00～16：00（応相談）
●事前に電話または窓口で予約が必要です。
※住宅改造費助成については、各区保健福祉センター高齢障害支援課へお問い合わせください。

■窓 口

名 称	所 在 地	電 話	F A X
千葉市障害者福祉センター	〒260-0844 中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ1階	043-209-8779	043-209-8782



住宅増改築相談

- 対象者 障害者や高齢者に配慮した住宅の増改築（バリアフリー化工事など）をしようとする方
- 内 容 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター登録の増改築相談員（千葉市増改築相談員協議会会員）が相談に応じます。

相談日	第2金曜日 10:00～15:00
開催場所	各区役所 玄関ホール等（中央区は「きぼーる1階アトリウム」）

■窓 口	千葉市増改築相談員協議会	電話 043-285-3003
------	--------------	-----------------

住宅確保要配慮者円滑入居支援（家賃債務保証料等助成）

民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、住宅確保要配慮者（障害者、高齢者など法律等で定められた方）のうち、一定の所得要件（※1）を満たす方に対して、家賃債務保証料等を助成します。

- 以下の住宅へ入居する場合に、家賃債務保証会社等と保証契約を締結することで発生する保証料等について、初回分に限り6万円を上限額として助成します。（※2）

＜千葉市民間賃貸入居支援住宅＞

→ すまいのコンシェルジュ（千葉市住宅関連情報コーナー）から情報提供を受けた住宅。

＜住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅＞

→ 千葉市に所在する国のセーフティネット住宅情報提供システムに登録された住宅。

＜居住安定援助賃貸住宅＞

→ 千葉市に所在する国の居住安定サポート住宅情報提供システムに登録された住宅。

※1 補助対象者ごとに要件が異なりますので、詳細は以下のお問い合わせ先にご確認下さい。

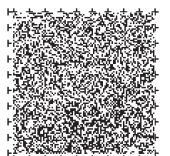
※2 その他公的制度による同種の補助を受けている場合は対象外となります。

《お問い合わせ先》	
【千葉市民間賃貸入居支援住宅へ入居する場合】 すまいのコンシェルジュ （千葉市住宅関連情報提供コーナー）	043-301-6278
【住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅へ入居する場合】 【居住安定援助賃貸住宅へ入居する場合】 住宅政策課 住宅企画第二班	043-245-5853

グループホーム等家賃助成

- 対象者 グループホーム等（グループホーム、知的障害者生活ホーム）に入居している障害者（生活保護の適用を受けている方を除く）
- 内 容 グループホーム等の家賃を、月額20,000円を上限として助成します（償還払い）。

■窓 口	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・FAX 8頁参照
------	-------------------	-------------



公営住宅

- 対象者
- 市営住宅、県営住宅ともに、車いす利用者専用住宅があります。
(床に段差がなく、浴室・トイレを広めに設計した住宅です。)
 - 市営住宅及び県営住宅では、下記障害に該当し一定の基準を満たす方がいる世帯は、当選確率が高くなる制度があります(所得制限があります)。
 - 市営住宅及び県営住宅では、下記の障害者がいる世帯については入居収入基準が緩和されています(所得制限があります)。

障害区分	市営住宅	県営住宅
身体障害者	身体障害者手帳 1～4 級の方	
知的障害者	療育手帳所持者	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳所持者	

窓 口

名 称	種 別	所 在 地	電 話	F A X
千葉市住宅供給公社 (令和 6 年 7 月 16 日移転)	市営住宅	〒 260-0013 中央区中央 3 丁目 3 - 1 フジモト第一生命ビルディング 2 階	043-301-6271	043-301-6318
千葉県住宅供給公社	県営住宅	〒 260-0016 中央区栄町 1 - 1 6	043-222-9200	043-222-6750

千葉市居住支援協議会相談窓口（すまいサポートちば）

市の住宅部局・福祉部局、外郭団体、不動産関係団体で構成する千葉市居住支援協議会にて、住宅確保要配慮者（障害者、高齢者など法律等で定められた方）の入居を支援するため、相談窓口（すまいサポートちば）を設置しています。

- 対象者
住宅確保要配慮者、家主・不動産事業者等

内 容

【相談支援】

入居に関するお困りごとをお聞きして、課題整理などを行い、状況に応じて関連する福祉等の窓口を紹介します。

【情報提供】

民間法人が行う居住支援に関するサービスや協力不動産店、物件の情報を提供します。

【同行支援】

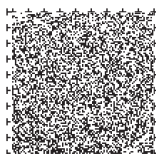
相談者の状況に応じて、物件内覧や契約手続きのため、同行支援を行います。

■開設日時

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～12：00／13：00～17：00

※ご相談は原則、予約制となります。事前に電話又はメールでお問い合わせ下さい。

《お問い合わせ先》	
すまいサポートちば (千葉市居住支援協議会相談窓口)	043-301-6273 sumasapo@cjkk.or.jp



UR賃貸住宅（旧公団住宅）の優遇制度等

- 対象者 ●身体障害者手帳1～4級の方、重度の知的障害等のある方を含む世帯
- 内 容 ●近居割・近居割WIDE
障害者や子育て中の親子などを含む世帯（優遇対象（被支援）世帯）とその親族（支援）世帯の双方が同一または隣接（2キロ圏内）するUR賃貸住宅に近居することとなった場合、対象物件に新しくご入居いただく世帯の家賃が5年間5%割引かれる制度です。
- 窓 口 上記優遇制度の詳細は下記の窓口にお問合わせください。

名 称	所 在 地	開所日・時間等	電 話
UR津田沼 営業センター	船橋市前原西2-14-5 榊原第二ビル4階 JR総武線「津田沼」駅北口 徒歩2分 京成松戸線「新津田沼」駅 徒歩4分	開所時間：10:00～18:00 定休日：水曜日、年末年始	047-478-3711
UR稲毛海岸 営業センター	千葉市美浜区高洲4-5-10 JR京葉線「稲毛海岸」駅北口 徒歩3分	開所時間：10:00～18:00 定休日：水曜日、年末年始	043-270-5551

